

茨木市人権尊重のまちづくり審議会

答 申

平成15年 3月25日
茨木市人権尊重のまちづくり審議会

目 次

1	茨木市における人権をめぐる状況 -----	1
	（１）これまでの取り組み	
	（２）取り組むべき主要課題	
2	基本理念 -----	7
3	人権施策の基本方向 -----	8
	（１）人権意識の高揚を図るための施策 -----	9
	[視 点]	
	[施策の方向]	
	人権教育・啓発の推進	
	人権教育・啓発に取り組む指導者の養成	
	市民の主体的な人権教育・啓発に関する活動の促進	
	人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実	
	（２）人権擁護に関する施策 -----	11
	[視 点]	
	[施策の方向]	
	市民の主体的な判断・自己実現の支援	
	人権にかかわる総合的な相談窓口の整備	
	人権救済・保護システムの充実	
4	推進にあたって -----	13
	（１）庁内の推進体制	
	（２）市民・地域との連携	
	（３）企業・民間団体等との連携	

1 茨木市における人権をめぐる状況

(1) これまでの取り組み

20世紀に人類は2度にわたる世界大戦を経験し、平和がどんなにかけがえないものであるかを学びました。国際連合(以下「国連」という。)は、人類社会のもっとも基本的なルールである人権を確立し、人権を保障するための国際的な基準として、昭和23年(1948年)の総会で、人間の自由と平等を謳った「世界人権宣言」を採択しました。

「国連」は、この「世界人権宣言」をより実効あるものとするため、「国際人権規約」をはじめ「人権差別撤廃条約」、「女子差別撤廃条約」や「子どもの権利条約」など、今日まで26に及ぶ人権に関する条約を採択するとともに、「国際人権年」「国際婦人年」や「国際障害者年」などの国際年を定め、重要な人権課題について集中的な取り組みを展開するなど、国際的な人権保障の確立に努めてきました。

しかし、このような国際社会の努力にもかかわらず、世界各地では、冷戦構造崩壊後も、民族や宗教の違いなどによる地域紛争や対立が依然として続き、人権の抑圧や難民の発生などが続いています。

国際社会における人権問題が深刻化する中で、平成6年(1994年)の「国連」総会で「人権教育のための国連10年(1995年～2004年)」が決議され、人権という普遍的な文化を構築していくための目標や具体的な実施プログラムを盛り込んだ「人権教育のための国連10年行動計画」が採択されました。

わが国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきています。

昭和40年(1965年)8月に出された国の「同和対策審議会答申」により、同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法において保障されている基本的人権にかかわる課題であるとともに、その早急な解決は国及び地方公共団体の責務であり国民的課題であることが明記されました。

平成9年(1997年)7月には「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定される一方、平成8年(1996年)12月には5年間の時限立法として、人権の擁護に関する施策を推進するための「人権擁護施策推進法」が制定されました。さらに、平成12年(2000年)12月には不当な差別・人権侵害の防止を目的とした「人権教育・啓発法」が施行されるなど、人権思想の普及と人権の確立に向けた取り組みが進められています。

しかし、日本の社会には、今なお同和地区住民、外国人、女性、障害者、高齢者、アイヌの人びと、HIV感染者やハンセン病患者などに対する差別や偏

見が存在しています。

また、わが国においては、国際化、高度情報化、高齢化、少子化等が進展するとともに、価値観の多様化が進み、社会全体が大きく変化しましたが、依然として、人びとの間には、日本が単一民族や単一文化の社会であるとの考え方が根強く、同質化を求める傾向が見られます。

昭和44年（1969年）7月に「同和対策事業特別措置法」が制定され、茨木市では同和問題をはじめ人権問題の市民啓発に努め、それぞれの分野において講演会や研修会、学習会などに取り組んできました。そして、平成元年（1989年）12月には人権啓発の重要性を訴え、社会意識の変革を進めるために、「人権啓発基本方針」を策定しました。

また、平成7年（1995年）3月にまちづくりの指針として策定された「茨木市総合計画（第3次）」に基づき、やさしさあふれる「福祉実感都市」の実現に向けて、市民がともに手をたずさえて平和を守り、人権を尊重した、共生社会の実現を目指す取り組みが進められています。

さらに、すべての人びとの人権が尊重・擁護され、差別のない社会がつくられることを願って、平成7年（1995年）3月に「人権擁護都市宣言」を行うとともに、平成10年（1998年）11月に「人権教育のための国連10年茨木市行動計画」を策定しました。これらの宣言や計画に基づき「人権という普遍的文化の創造」を目指し、市民が人権問題について深く理解し、人権尊重の精神を身につけて、日常生活や職場等で実践できるよう、人権教育・啓発に努めています。そして、平成10年（1998年）12月には、世界人権宣言が採択されて50周年という節目の年に「茨木市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、人権の世紀といわれる21世紀への対応を図ってきました。

（2）取り組むべき主要課題

（同和問題）

茨木市では、昭和30年代前半から小規模ながらも同和地区の環境改善事業に取り組んできました。昭和44年（1969年）7月の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、同和対策事業を計画的に実施し、住宅、道路、下水道、公園などの物的施設の整備や、児童生徒の長欠・不就学の解消・高校進学率の上昇など、同和地区の状況は相当に改善されました。平成11年（1999年）4月から、これまでの同和問題の解決の拠点であった「解放会館」を「いのち・愛・ゆめセンター」と名称を改め、このセンターが多くの市民との交流を通して互いを理解し、一人ひとりの基本的人権が尊重される豊かな地域社会づくりをめざす人権

啓発、住民交流の開かれた施設として交流が進んできており、地域の特性をいかした幅広い事業と魅力ある活動の展開が課題となっています。

平成14年（2002年）3月末で「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の期限切れにより、特別対策がなくなりました。しかし、平成12年（2000年）5月に実施された「同和問題の解決に向けた実態等調査」の生活実態調査からは、進学率、中退問題など教育の課題、失業率の高さ、若年層や中高年層の不安定就労などの労働の課題が残されていることがわかります。また、意識調査からは、8割を超える人が「被差別部落」、「同和地区」あるいは「部落」と呼ばれる差別を受けている地区があることを知っており、約4割の人が家を購入する際やマンションを借りる際に同和地区を避けるとし、約2割の人が自分の子どもの結婚にあたって相手が同和地区出身者かどうか気になると答えています。また、回答者の6割以上は「結婚だけは別だ」と考えています。しかし、一方で7割の人がこうした差別を近い将来なくすことができると考えており、同和地区内外の人びとが互いに理解、協力し合えるという意識も高まっているので、「いのち・愛・ゆめセンター」を拠点として、地域住民間の交流促進や「コミュニティづくり」などに取り組む必要があります。

同和問題に正しい理解と認識を持たない人びとが今も存在しています。結婚問題に関わっては、過去において尊い命が奪われたこともあり、また近年、差別事象が増加する傾向にあります。市民間・事業所等での差別発言や悪質な差別落書き等も生起しており、差別意識の解消は十分進んでいない状況があります。

これまでの同和教育や啓発活動においては、さまざまな差別や偏見を解消するための知識の習得や伝達に重きがおかれ、その結果、実践的な啓発および、その内容や手法に対する点検・工夫などが不十分でした。今後、差別の解消に向けた教育・啓発を効果的に展開することが課題となっています。

（女性問題）

茨木市では、「女子差別撤廃条約」の批准や「男女雇用機会均等法」の施行などを背景として、平成4年（1992年）5月に10か年の行動計画である「女性問題総合施策」を策定しました。

この計画に基づき、21世紀に向けた男女共同参画社会の実現を目指して、女性の地位向上に向けたさまざまな施策を実施してきました。特に、平成12年（2000年）4月に開所した「市立男女共生センターローズWAM」での活動を通じて、自主的な学習グループの増加やネットワークの拡大など、女性の社会

参加・参画、男性の地域・家庭への参画の促進につながる取り組みが展開されています。

平成11年（1999年）に制定された「男女共同参画社会基本法」の規定に基づき、平成14年（2002年）3月、「茨木市男女共同参画計画」を策定し、市と市民がともに築く男女共同参画社会の実現を目指しています。

男女平等・共同参画についての市民意識調査は、平成元年（1989年）、平成8年（1996年）、平成13年（2001年）に実施されています。この間に男女平等・共同参画に関わる社会の状況は大きく変化し、平成13年（2001年）の調査では、前回の調査に比べて、男女平等に関する言葉の認知度は少し進み、平等感もやや増加していますが、平成元年（1989年）の同様の調査と比べると、女性の「不平等感」はほとんどの分野で高まっています。これは、以前は当たり前と思われていたことが「女性への人権侵害」と受け止められるようになり、教育・啓発が女性の気づきを促した結果であるといえます。

しかし、未だに人びとの意識や行動、社会制度や慣習の中には、女性に対する差別や「男は仕事、女は家庭」といった伝統的・固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、真の男女平等の実現を阻む要因となっています。

さらに、セクシャル・ハラスメント、ドメスティックバイオレンス（夫や恋人からの暴力）、売買春、ストーカー行為などは、女性の人権を侵害する重要課題となっています。

（障害者問題）

障害を蔑視する社会風潮によって、障害者は、いわれのない偏見や差別を受け、その社会への進出は大きく制約されてきました。

茨木市では、昭和60年（1985年）4月に「茨木市障害者対策に関する長期計画」や平成5年（1993年）3月には「茨木市障害者施策に関する第二次長期計画」を策定し、障害者が社会生活及び社会の発展に参加する「完全参加」及び障害のある人が障害のない人と同等に生活し、活動することができる「平等」な社会の実現を目指してきました。さらに、平成5年（1993年）7月に、「福祉のまちづくり指導要綱」を制定し、障害者が安心して生活できるまちづくりを進めています。

しかし、現実には障害者はさまざまな物理的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況にあります。とりわけ、精神障害者については、わが国における精神医療の貧困や福祉政策の遅れと社会的偏見の中で、困難な日常生活を余儀なくされているという現実があります。また、障害者施設建設に対する地域住民の反対や、障害者が権利を行使する際に

不利に作用する欠格条項が一部の法律に残っていることなど、障害者に対する差別や偏見がさまざまな形に現れています。

(高齢者問題)

茨木市では、平成5年(1993年)7月に「福祉のまちづくり指導要綱」を制定し、高齢者が安心して生活できるまちづくりを進めています。また、平成6年(1994年)2月に「茨木市老人保健福祉計画」、平成12年(2000年)3月には介護保険事業計画を包含した「茨木市高齢者保健福祉計画(第2次)」を策定し、高齢者の人権尊重といきがいや社会参加を促進するためのさまざまな施策を実施しています。

しかし、高齢者に対する誤った先入観や固定観念からくる不当な差別、就職差別や排除、介護や援護を必要とする高齢者への虐待やその有する財産の侵害などが大きな社会問題となっており、「人間の尊厳」についての認識と理解を深めるため、高齢者が社会の一員としていきいき暮らせる社会の実現を目指した環境づくりが求められています。

(子どもの問題)

次代を担うかけがえのない子どもの人権が保障され、すべての子どもが個性豊かに健やかに成長していくことは、世界共通の願いです。

茨木市では、教育行政全般において人権を大切にすることを育てる「指導の方針」をはじめ、平成11年(1999年)3月策定の「茨木市児童育成計画(エンゼルプラン)」、平成13年(2001年)3月策定の「茨木市人権教育基本方針」に基づき、スクールカウンセラー制度の取り入れをはじめ、一人ひとりを大切に、明るい社会を作り出す心豊かなたくましい人間の養成に努めてきました。

しかし、子どもの人権問題は、社会環境の著しい変化に伴い多様化、複合化する傾向にあり、犯罪による被害を受ける子どもの数が増加しているほか、いじめや不登校、家庭内での虐待や保護放棄なども発生しています。これらのことは、家庭内の出来事として問題そのものが潜在化しやすいこともあり、子どもの人権を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあります。

(外国人問題)

茨木市には、平成14年(2002年)1月末現在、2,304人の外国人が在住し、そのうち、韓国・朝鮮籍の人びとが約半数を占めています。

最近では、欧米や南米、アジア諸国からの新たな渡日者も増え、定住する外国人も多くなっています。このように国際化が進展している状況の中で、これ

らの在日外国人は、地域社会との接点が少なく、孤立しがちであるといわれています。

これらの問題に対応するため、学校教育においては平成元年（1989年）4月に「茨木市在日外国人教育基本方針」を策定し、互いに尊重しあう態度や国際的な知識・感性を身につける国際理解教育の推進に取り組んでいます。

また、生涯学習においても、今後、さらに進展する国際化に伴う識字施策にも取り組み、学習者の悩みや相談にも対応し、人と人との豊かに交流できるよう努めています。

しかし、依然として、差別や偏見は根強く、「民族排外主義」的な考え方や「差別を合理化する」考え方もあり、差別落書きや民間賃貸住宅入居・入店拒否、就職に際しての差別などが発生しています。また、在日韓国・朝鮮人の小・中学校の児童・生徒のほとんどが通称名（日本名）を使っており、本名を名乗れる環境づくりが求められています。

（個人情報）

今日、情報・通信技術の飛躍的發展は、予想をはるかに超えて、情報化社会から高度情報化社会へと移行する中で、私たちの生活に多くの利便性をもたらしています。

反面、個人情報が大量かつ広範囲で処理され、勝手に収集・利用されたり、誤った情報が流通することによって個人が不測の不利益を被ったり、プライバシーが侵害されるなどの危険性が増大しています。

また、同和地区住民や外国人等に対し、コンピューターネットワークを悪用して、人権侵害につながる情報が流布されるといった問題も発生しています。

茨木市では、市民の基本的な人権の尊重と個人の尊厳の維持を図るため、昭和63年（1988年）4月から「茨木市個人情報保護条例」を施行しています。この条例は、個人情報は「人」そのものであるということを十分かみしめ、プライバシー保護の重要性を認識したうえで、自己の個人情報の開示等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いの確保を定めたものです。

（さまざまな人権問題）

現在の日本社会には、これまで述べてきたほかにもエイズ患者やH I V感染者、ハンセン病元患者、犯罪被害者やその家族、性的マイノリティーとされる人びと、アイヌの人びと、刑を終えて出所した人などに対する差別や偏見、また、職業・就労形態などによる差別など、さまざまな人権問題があります。

また、近年の医療・科学技術の急速な発展に伴い、遺伝子技術が私たちの生活のさまざまな分野に普及し、これが新たな人権問題を生じさせる可能性が高まっています。これらの中には、1 地方自治体だけでは解決することが難しいものもあり、国や府の動向を把握し、関係機関への要請を行いながら対応していく必要があります。

また、古くからの「ならわし」や「しきたり」の中には、合理的な理由や科学的根拠のないものが少なくないうえ、思いこみや先入観が無意識のうちに差別意識を醸成してしまっている課題もあります。

2 基本理念

「茨木市人権尊重のまちづくり条例」は、その前文で「全ての人間は生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である。また、個人として尊重され、基本的人権を享有することは、人類普遍の原理である。しかしながら、今日もなお社会的身分、人種、民族、信条、性別、障害などによる人権侵害が存在している。あらゆる差別をなくし、子どもや高齢者等すべての人の人権が尊重された明るいまちづくりは、私たちすべての願いである。人権尊重の機運が国際的にも高まる中で、世界人権宣言及び日本国憲法の理念並びに茨木市人権擁護都市宣言の趣旨に則り、私たち一人ひとりの人権が尊重された豊かで住みよいまちをめざす」と謳っています。

この条例が目指す人権尊重の社会を実現するため、今後の市政推進の基本理念として、

一人ひとりがかげがえのない存在として尊重される差別のないまちの実現

誰もが個性や能力をいかして自己実現を図ることのできる豊かな人権文化の創造

を目標とします。

人権とは、人びとが生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。すべての人は、人間として皆同じ人権を有しており、一人ひとりがかげがえのない存在であるということを認識し、それぞれの個性や価値観、生き方等の違いを認め合い、多様性を尊重することが必要です。

このため、一人ひとりが自分の権利のみならず他人の権利についても深く理解するとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重しあうこ

とが必要です。

人権尊重とその確立は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する基本的な問題であり、平和と民主主義を実現する具体的な課題です。

人権尊重とその確立なしに世界平和を達成することはできません。

誰もが、いつでも、どこでも、自由に学習でき、それぞれの願いや想いを表現し、いきがいが感じられるまちづくりが求められています。このようなまちづくりを考えたとき、まちの仕組みそのものから、人権に根ざした文化を創り上げることが大切なのです。

生涯にわたって学び成長することの素晴らしさを誰もが実感し、多くの市民が一人で、あるいは人とのかかわりの中で「学ぶことを通じて自分自身の可能性を発見する」生涯学習を推進するとともに、人権を生涯学習の重要なテーマとして位置づけることが大切です。あらゆる人びとがあらゆる機会において実施される人権教育・啓発において、人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活において実践することを通じて、人権という普遍的文化の創造を目指す必要があります。

市民一人ひとりが人間の自由と平等など基本的人権を享有する現代社会の一員であることを認識し、人権意識を身につけ行動できる人間性を形成するように教育・啓発するとともに、差別や偏見は人々の間に相互協力や親和関係があるところでは起こりにくいものであることから、市民が主体的にお互い親しく交流できるような環境基盤づくりに取り組むことが必要です。

さらに、これまでの教育・啓発に対する反省から、人権に関する知識の量と人権尊重の精神とが必ずしも正比例しないことを押さえる必要があります。人権は知識として学ぶだけでなく、日常の人間関係の中で体得し、それを毎日の行動において実践することが大切です。

差別をなくすために努力をすることは、他人のためではなく何よりも自分のためであり、差別することによって自分も不幸になることを忘れてはなりません。

3 人権施策の基本方向

「茨木市人権尊重のまちづくり条例」に示されている人権施策を総合的に推進し、すべての人の人権が尊重された明るいまちづくりをすすめるためには、施策の背後にあるさまざまな考え方や施策の具体的な内容を明確にする必要があります。

前述した「基本理念」を踏まえて行うべき個別の人権にかかわる施策の多く

は、それぞれの人権課題に応じて、各個別法や個別の諮問機関の答申等を踏まえて実施されています。従って、これらの課題に共通する人権意識の高揚を図るための施策を積極的に推進するとともに、各課題ごとの取り組み、とりわけ市民の自立や社会参加を促進するための施策や人権救済、保護のための制度や施策を充実、活用していくことを基本に、人権問題についての実態の把握に努めながら総合的な人権施策を構築していく必要があります。

(1) 人権意識の高揚を図るための施策

「人権教育のための国連10年」では、世界中を豊かな人権文化で満たすことを目指しており、そのためには社会の制度や仕組みと、自分自身の意識の変革に挑戦し、人権問題に対する鋭い感性や、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分身につくようにしていくことが重要であり、市民の人権意識を高揚し、人権問題の正しい理解と認識を培い、意識の変革を促し、差別をなくす意欲と実践力を高める条件づくりをする必要があります。

〔 視 点 〕

あらゆる施策を人権の視点から点検、見直し、新たな施策の企画、立案から実施にあたっては、その根底に人権の視点をずえること。

人権行政の推進者である市職員や教職員をはじめ、人権にかかわりの深い特定の職業従事者などに対する研修の目的は、人権問題の正しい理解と認識を培い、意識の変革を促し、差別をなくす意欲と実践力を高めることであるため、人権問題を解決するための態度、技能を身につける手法や内容を積極的に取り入れていくこと。

差別事象が今なお発生する背景には、さまざまな人権問題に対する誤った先入観や偏見、歴史的経緯等に対する認識や理解の不十分さ、あるいは同質性や均一性を重んじる日本社会の慣習などがあり、子どもから高齢者までそれぞれの年代や習熟度に応じた人権教育や啓発活動を通じて、「偏見」「慣習」等を支える社会構造を変革していく視点から差別意識の解消を図ること。

人権問題を生涯学習のテーマの一つとして位置づけ、「福祉」「教育」「環境」「平和」などのさまざまな現代的課題とのかかわりにおいて、市

民の自主的な学習やボランティア活動を支援するため、身近な学習の場やリーダー、教材、情報の提供などの学習環境の整備とこれらのネットワーク化を図ること。

人権問題を解決していくためには、社会全体で取り組んでいく必要があることから、地域コミュニティの形成やグループ活動などを促進するため、「人権教育・啓発草の根運動」の側面的支援を図り、こうした活動を通じて市民一人ひとりが違いを認め、尊重しあう心や態度を育成していくこと。

効果的な人権教育や啓発活動を展開していくためには、市民の自主的・主体的な学習意欲を促すような魅力的な内容とするため、施策の企画から実施にあたっては、市民・事業者の意見や要望などをできる限り反映させる仕組みをつくることなど、市民参加のあり方について調査・研究を進めていくこと。

〔施策の方向〕

人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発は、家庭、学校、職場、地域などあらゆる場や機会をとらえて推進する必要があります。

人権尊重の精神と態度の育成は、できるだけ幼い頃から始めることが重要です。このため、指導者として子どもに対応する教員・職員の資質の向上が不可欠です。個々人の意欲や姿勢に任せるのみでなく、学校、幼稚園、保育所そして行政が一体となって組織的に取り組みを進めていくことが大切です。これまでの人権教育・啓発の成果を発展させ、人権に関する学習の機会を学校、職場、地域などで一層充実させるとともに、単に知識の普及にとどまらず、日常世界の中において態度変革を可能にする教育・啓発活動に一層活発に取り組むべきです。さらに、人権が尊重されるまちづくりの実現に深くかかわる立場にあるものが、常に人権尊重の意識や態度を持って職務の遂行に臨むことが重要であり、市職員をはじめとする公務員や教職員、医療関係者、福祉関係者等に対する人権教育・啓発を充実する必要があります。

人権教育・啓発に取り組む指導者の養成

人権教育・啓発を広く市民に広げていくためには、市民の学習活動のリーダーとして身近なところで活動する指導者の役割が必要です。市内の人

権に関する専門的な知識やさまざまな技能を持つ人たちが力を発揮し、活躍できるよう人権問題に携わるリーダーやボランティアなどの人材の養成、活用に努める必要があります。

市民の主体的な人権教育・啓発に関する活動の促進

市民の間で活動している組織と連携し、人と人とを結びながら、市民の自主的・主体的な取り組みを促すために、地域における人権草の根運動を展開し、また、さまざまな人びとがふれ合い、交流する場を増やすことにより、相互理解を促進することが重要であります。

人権教育・啓発に関する情報収集・提供機能の充実

人権教育・啓発は、市のみならずNPOや企業等による人権教育や市民の交流、相互理解のための自主的、主体的な活動を促す環境を整備し、必要に応じて人権教育についての知識・手法や講師・教材等についての情報などが適切に提供できるよう、人権教育に関する情報収集・提供機能の充実に努める必要があります。

(2) 人権擁護に関する施策

市民の暮らしに関する悩みや問題を解決するため、人権相談や法律相談をはじめ、子育て相談、女性相談、DV相談、「いじめ」ホット電話相談、労働問題相談など専門知識を有した担当者による多様な相談窓口を開設し、広報「いばらき」にそれらの相談窓口一覧を掲載し、市民への情報提供に努めていますが、相談日時や場所などが限られるなど、多様な市民のニーズやライフスタイルに十分対応できていない状況にあります。また、被害者からの視点が十分汲み上げられるような仕組みづくりとして、担当者の人選にあたっては、身近な存在として相談者が気軽に相談できる体制の充実と人権を擁護するためのシステムなどについて検討を進める必要があります。

また、相談は問題解決型だけでなく、当事者のエンパワメントという視点も必要です。

市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、さまざまな文化や生活など、多様性を互いに認め合う共に生きる社会の実現に努めるとともに、さまざまな人権問題に関する相談体制の充実、権利の擁護や人権が侵害された場合の救済方法についても調査・研究をする必要があります。

[視 点]

市民一人ひとりの自己実現のための主体的な取り組みが尊重され、促進されること。

人権侵害につながる問題に直面した市民が、主体的な判断に基づいて課題の解決ができるよう、支援がなされること。

人権にかかる問題が生じた場合に、一人で悩むのではなく、解決方策について身近に相談できること。

人権侵害を受け、または受ける恐れのある人が、迅速に適切な保護・救済を受けることができること。

人権侵害を予防するための取り組みがなされること。

〔施策の方向〕

市民の主体的な判断・自己実現の支援

市民が人権侵害を受けたり、人権侵害につながる問題に直面したときに、解決の手だてを探し出し、助言や援助などの支援を受けながら主体的に判断して解決していくことができるよう、各種の相談機関や公的支援制度、さらにはNPO等が行っている援助活動など、人権擁護に関するさまざまな支援情報を効果的に提供する必要があります。

さらに、市民が自立や社会参加を通じて自己実現を図ることができるよう支援するため、必要な支援情報を効果的に提供し、エンパワメントのための施策を推進する必要があります。

人権にかかわる総合的な窓口の整備

人権侵害にかかわる問題が生じた場合に、一人で悩むのではなく、市民が身近に解決方策について相談できる窓口が必要です。

茨木市においては、個別施策ごとに市民の相談に対応していますが、人権全般についての総合的な受け皿機能を果たす窓口がない状況にあります。このため、人権侵害を受け、または受ける恐れのある人を対象に、窓口を整備する必要があるとともに、人権にかかわる相談には、複数の要因が複雑に絡み合っているものも少なくないことから、各相談担当者間での全体的な調整をする機能を設ける必要があります。さらに、相談だけでなく、問題解決機能の向上を図る必要があります。そして、解決のための手だて

を本人が主体的に選択できるよう、きめ細かな対応を行う必要があります。
また、関係機関の協力を得て、人権にかかわる施設での相談機能の充実や、各種相談機関の相談員等の資質の向上を図る必要があります。

人権救済・保護システムの充実

自らの人権を守ることが困難な状況にある市民については、相談窓口から個別の施策や人権救済のための機関へつなぐことにより、事案に即した柔軟な対応を図ることが必要です。なお、人権問題にかかわる紛争処理については、現行制度では国の事務となっており、法務省の人権擁護機関が重要な役割を果たしています。しかしながら、被害者救済の実効性に限界があるため、新たな人権救済機関の設置について具体的に明らかにされたところであり、茨木市においても、こうした内容を踏まえながら、救済すべき事案を適切に人権救済の手続きに乗せていくことができるよう、相談体制の充実を図るため、行政機関及びNPO、NGOによって構成される人権相談機関ネットワークを構築し、相互の連携・協働を図る必要があります。

4 推進にあたって

人権教育・啓発の目標は、差別をなくす意欲と実践力、及び豊かな人権文化を創造する資質を備えた市民を育てることです。そのためには、人権尊重の基本理念に基づく各種行政施策を着実に推進するとともに、意欲的に人権推進に取り組もうとしている市民や市民グループと協働しながら、取り組みを進めることが大切です。計画を立てるだけでなく、計画がどのような施策として具体化され、成果を上げたのかについて評価を行うことにより、取り組みを効果的に推進する必要があります。

また、価値観や社会状況の変化に伴って新たな人権問題が発生することから、これらに対応できるような視点や姿勢を育むことが求められています。

(1) 庁内の推進体制

人権問題が市民一人ひとりの問題となるよう教育・啓発活動を積極的かつ効果的に推進する必要があります。

現在、「茨木市人権教育のための国連10年推進本部」のもと、全庁をあげて人権教育・啓発に取り組んでいます。相互の連携を深め、効果ある人権教育・啓発に努める必要があります。

また、市職員については、人権問題に対し、深い認識と実践力を持った職員を養成することが大切です。日頃から人権感覚を豊かにするため、全職員が積極的に人権問題を学び、日常の仕事を通じて自ら実践するとともに、人権の大切さを市民に正しく理解してもらえよう努めることが大切です。

(2) 市民・地域との連携

市民の自主的な学習活動の推進に資するため、市民一人ひとりの思いや、住民団体活動の「ともに学ぶこと」を奨励・援助することが大切です。

また、地域住民のニーズに応えた住民主導の活動が必要なことから、さまざまな社会教育施設や生涯学習施設と連携をしながら、身近な人権教育・学習の場の充実を図ることが必要です。

さらに、市民が身近な地域において、人権教育・啓発に参加することができるよう、茨木市人権啓発推進協議会と連携し、「人権草の根運動」の組織としての、小学校区を単位とした「地区人権啓発推進委員会」の活動や結成促進の取り組み支援の強化が必要です。

(3) 企業・民間団体等との連携

人権意識の高揚を図り「心豊かで住みよいまちづくり」を実現するには、公的部門の主体的な活動だけでなく、民間のあらゆる部門において人権教育・啓発の積極的な取り組みがなされることが必要です。

このため、企業や民間団体等に人権教育・啓発の取り組みの充実を促すことは重要であり、企業、民間団体の自主的な人権教育・啓発の実施を支援し、適切な助言や情報提供等を行う必要があります。

また、人権教育・啓発を進めるにあたっては、公的部門とNGO、NPOを含む民間団体の性格、役割の違いを踏まえつつ、人権教育・啓発の一層の効果的な実施を図る観点から連携を強化する必要があります。